令和８年 11 月 10 日

報道機関　各位

市内で発生した３歳男児の死亡事案について

このことについて、本児が通う認定こども園からの通告に基づき、福島県浜児童相談所をはじめ関係機関と連携しながら相談対応してきましたが、その対応等について報告します。

１　市への相談

令和８年 10 月 22 日、本児童が通所する認定こども園より市に相談あり。

相談内容は、本児童が長期で欠席しており心配との相談で、市としては、虐待通告と受け止め対応。

※過去の通告歴はなし。

２　市の対応経過

日付	対応内容
10 月 22 日（木）	・市が相談を受ける。 ・市が母に架電するも、留守電につながるのみ。
10 月 23 日（金）	・市が家庭訪問したが不在（１回目）。 ・市が認定こども園を訪問し状況確認。 ・市が家庭訪問したが不在（２回目）。 ・市が浜児童相談所に相談。 ・市が夜間訪問（３回目）したところ、母とパートナーが面談に応じた。市が本児童との面会を求めたところ就寝中のため困難との回答。
10 月 26 日（月）	・市で検討会議を実施し、対応方針を決定。 ・市が浜児童相談所に対応等を相談。
10 月 27 日（火）	・市が浜児童相談所に対応について再度相談。 ・母及び本児童が市に来所したことから本児童を目視確認（顔・耳に傷があり、母に確認を行ったところ、本人の不注意により受傷したとの弁があったため注意するよう話をした。身体には傷がないことを確認）。
11 月４日（水）	・市が母及び本児童と面談した際、本児童の左目にあざを確認（母に確認を行ったところ、本人の不注意により受傷したとの弁があったため注意するよう話をした）。

11月９日（月）	・市が前日受信したLINEを確認後、母に架電し、本児童がパートナーより暴行を受け手術を受けたこと等を聴取した。その後、母より本児童が死亡した旨の連絡を受ける。

３　今後の対応

・　母に対しましては、メンタル面での支援を行うなど、本人に寄り添った支援を行います。

・　今後、市としましては、本事案に係る検証作業を行う会議体を設置し、関係機関と連携しながら発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討してまいります。

（事務担当）
こども家庭課家庭相談係
電話　0246－27－8596